

沖縄県企業局建設コンサルタント業務検査要領

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県企業局が委託契約した測量、建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計又は工事に関する調査、企画、立案を行う業務をいう。）、地質調査業務（地質又は土質について調査、計測、解析及び判定を行うことにより、土木建築に関する工事の設計又は工事に関する調査、企画、立案を行う業務をいう。）（以下「測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務を併せて「委託業務」という。）の適正な履行を確保するため、沖縄県企業局会計規程（昭和47年企業局管理規程第7号）第117条の規定に基づき、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号。以下「財務規則」という。）第113条及び第114条の規定に基づく検査の実施にに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要領の対象となる委託業務は、次の業務とする。

- (1) 土木設計業務等委託契約約款（現場技術業務委託は除く）により契約した委託業務

(用語の定義)

第3条 この要領に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「検査」とは、委託契約の給付の完了（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う履行部分を含む。）において契約の適正な履行を確保するために行う確認をいう。
 - (2) 「調査職員等」とは、沖縄県企業局建設コンサルタント業務監督要領第3条第1項第2号に定めるものをいう。
- 2 前項に定めのない用語については、財務規則及び契約図書（契約書、共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）の定めるところによる。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「完了検査」とは、委託業務の完了を確認するための検査をいう。
- (2) 「指定部分完了検査」とは、発注者が契約図書において業務の完了に先立って引渡しを受けることを指定した部分を確認するための検査をいう。
- (3) 「引渡部分完了検査」とは、委託業務の一部が完了し、かつ、当該完了部分が可分で引渡しが行われる場合において当該完了部分を確認するための検査をいう。
- (4) 「既済部分検査」とは、業務の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合

において当該委託業務の既済部分を確認するための検査をいう。

(検査職員の選定)

第5条 委託業務を所掌する本庁の課長及び出先機関の長は、原則として主任技師以上の職にある者から検査職員を選定する。

2 検査職員の職務は、財務規則第115条の規定に基づきやむを得ない場合を除き調査職員等の職務を兼ねることができない。

(検査職員の服務)

第6条 検査職員は検査を行うにあたっては厳正かつ公平に実施し、合格、不合格を決定しなければならない。

2 検査職員は、あらかじめ検査の対象となるものの内容、契約図書を熟知のうえ検査にのぞむものとする。

(検査の準備及び立会い)

第7条 調査職員等は、検査に際し検査職員の行う検査に必要な関係書類及びその他必要なものを受注者に指示し又は自ら準備するものとする。

2 調査職員等は、受注者に対し検査の日時等必要な事項を通知(委託検査様式第1号)するものとする。

3 調査職員等は、委託業務の検査に当たり検査及び成績評定に支障のないように検査に立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは委託業務の内容を十分理解している者を代理とすることができる。

(検査の判定)

第8条 検査職員は、検査の合格又は不合格の判定をする場合は、その成果物等が契約図書に適合しているか否かで判定を実施するものとする。

2 検査職員は、検査の合否の判定が困難な場合には、上司の指示を受けなければならない。

(出来高不足に対する措置)

第9条 検査職員は、検査の結果、出来高不足及び成果不良等により不合格と決定したときは、検査結果指示書(委託検査様式第2号)により調査職員等に指示しなければならない。

2 調査職員等は、検査職員より前項の指示を受けた場合は速やかに修補命令書(委託検査様式第3号)により受注者に修補の履行を求めなければならない。

(検査結果の復命)

第10条 検査職員は、検査を完了したときは速やかに委託業務検査復命書(委託検査様式第4号)を作成し、委託業務を所掌する本庁の課長及び出先機関の長に復命

しなければならない。

- 2 検査職員は、第 12 条に基づく再検査を終了したときは速やかに修補確認検査復命書（委託検査様式第 5 号）を作成し、委託業務を所掌する本庁の課長及び出先機関の長に復命しなければならない。

（検査結果の通知）

- 第 11 条 委託業務を所掌する本庁の課長及び出先機関の長は、検査が合格した場合は速やかに検査合格通知書（委託検査様式第 6 号）を受注者に通知しなければならない。

（再検査）

- 第 12 条 検査職員は、受注者から修補完了報告書を受けたときは再検査をしなければならない。
- 2 再検査は、第 3 条から第 10 条までの規定を準用する。

（検査調書等の作成）

- 第 13 条 検査職員は、検査を終了したときは委託業務検査調書（委託検査様式第 7 号）を作成し、完了検査の場合は〔完了・指定部分完了・引渡部分完了〕検査委託費内訳書（委託検査様式第 8 号）を、既済部分検査の場合は委託出来高調書（委託検査様式第 7 号の 2）及び既済部分検査委託費内訳書（委託検査様式第 9 号）を添付して、委託業務を所掌する本庁の課長及び出先機関の長に提出しなければならない。
- 2 検査職員は、財務規則第 113 条第 7 項の規定に基づき、当該契約金額が 100 万円未満のものについては受注者の請求書の余白に検査済の旨及びその年月日を記入し記名押印して検査調書に代えることができる。

（その他）

- 第 14 条 本要領は一般的、共通事項を示したものであるものでこれにより難しい場合は別に定める要領によることができる。

付則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日より施行する。

付則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。